

## 滋賀県環境影響評価審査会小委員会 議事概要

- 1 日時 令和6年1月15日(月) 9:45 ~ 11:00
- 2 場所 WEB 会議(滋賀県庁北新館5-F 会議室)
- 3 議題 国道8号彦根~東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書について
- 4 出席委員 東野委員(委員長)、野呂委員、和田委員、市川委員、藤本委員、  
畠委員、皆川委員、平山委員、林委員 (Web 出席)

### 5 内容

国道8号彦根~東近江(仮称)に係る環境影響評価準備書について

資料1~4、参考資料1~3について説明後、委員からの質疑は以下のとおり。

(委員)

私から景観について、コメントになると思うが、意見を申し上げる。まず景観計画について、滋賀県および関係市町の景観計画を丁寧に見て整理をいただいたということで、大変良いと思う。その点は評価する。

ただ、気になるところが2点ほどある。一つは資料4のp.4-18で、景観計画と今回のルート帯の事業範囲との対応関係を表に示していただいている。今回の事業にそれが当てはまるかどうかは確認ができていないが、景観の場合は、区域としては重なってはいなくても、遠くに見えて視覚でつながってしまうとかなり影響が出てしまうということも考えられる。そのため、もし近隣の景観の区域の中で、歴史的な風情みたいなものを重視しているようなゾーンでは、構造物等がどのように見えるのかというところを配慮した方が良い場合もある。景観計画と本事業との関係性について区域が重なっているところだけではなく、近隣でもし関係がありそうなところがあれば整理をした方が良い。

また、特に今回の準備書段階では、フォトモンタージュの作成地点を、眺望ということで、山の頂上等に設定されていることが多かったと思う。もちろんそれも眺望の資源として大事であるが、道路事業の場合はあまり景観の眺望に影響がないことが多い。どちらかといえば地面のレベルからの景観を考えた方がよく、特に今回の場合であれば宇曾川とか芹川の景観形成地区や、国道307号などの影響が大きいかもしれない。川をまたぐ橋梁のあり方や、特に景観形成地区などにもう少し配慮して、フォトモンタージュの検討内容に加えていただいた方が良いのではないかと。

二つ目は、資料4のp.4-20以降の部分で、各景観形成の方向に線を引いて、それぞれの地区でどのような配慮をしたら良いかという具体的な例を景観計画の中からも引用いただき、今回はそれを満たしているという書き方をしていると思う。けれども、景観計画自体が今回の道路事業のような大規模な土木事業を念頭に置いたものというより、どちらか

といえ民間の比較的小規模な開発を念頭に置いた配慮方法が具体的に記載されているものなので、ここに書かれている配慮の方法は、表面の色彩や緑による遮蔽（しゃへい）等、スケールで言えば建築的な配慮事項がどうしても多くなってしまっている。

それに対して、今回のような土木事業においては、最終的な景観の良し悪しは、表面的な対応だけでなく、構造物の全体的なプロポーシオンや存在感に大きく影響されてくる場所である。この環境影響評価の場で、構造物の詳細を議論するものではないというのは、先ほどの事業者の説明で私も理解するが、今後のプロセスで、例えば景観計画に緑化と書かれていたから芝を張ったというだけで景観に配慮した、というような検討にならないよう、景観に配慮して、土木構造物の美しさとかプロポーシオンというところも、検討事項に入れていただくという形で対応いただきたい。

（事業者）

先ほど最初の事業者の見解の説明をさせていただいた中で、資料4に記載していないところを補足で説明させていただいたものがある。これまで、国土交通省では、「公共事業における景観検討の基本方針」を平成19年度に策定して、平成21年度に改定している。これは道路だけではなく、河川等も含めた国土交通省全体の景観形成の方針である。それを近畿地方整備局版として落とし込み、組織の中で景観検討委員会を立ち上げて、事業ごとに状況を確認し、どういったコンセプトで設計をしていくべきかを決めたと設計し工事をしていく。

そういった中で先ほど先生が言われた景観計画、例えば河川の話などは、各地域の景観計画をもう少し落とし込んで、道路が通った場所だけではなくて、他のところから見たときにどうなるかとか、そういったところも含めてしっかり検討していくものになると考えている。

あともう一つ、そういった検討をするというだけではなく、具体的な話として、フォトモンタージュだけではなくて、今後3Dの図面等を作成していく中で、例えば、Google Earth上にその3Dの図面を載せて、今の状態からどういうふうに見えるのかというようなところをお示ししたりできるものにもなる。

これらを実施し、今後事業を実施する段階では、色々な視点から見れるような状態にして、例えば橋梁はこういう形にした方がよい等の議論もしていければと考えている。橋梁だけではなく、色々な構造物も同様の形で実施しようと考えている。

しっかり我々の体制の中で進めさせてもらおうと考えている。

（委員長）

温室効果ガスの話について、検討はなされたが結局のところ、資料2の最後にあるように、環境アセスの段階では実施せずに、事業整備効果として、温室効果ガスの削減効果や事例を提示することを検討するということを言われている。審査会では前会長のときから

もずっとやってきたわけだが、残念ながらそれについては難しいという回答である。

けれども、環境基本法では地球環境保全が謳われ、その中で温室効果ガスの環境負荷は環境アセスの環境要素としてももちろんあるため、何らかの形で削減効果があることをやはり環境アセスの手続きの中で示してほしい。

何も書かず、第3章の内容だけというのは、あまりにも後ろ向きではないかと思う。削減効果を環境アセスではなく事業整備効果として示されるということであれば、環境効果を示すということの記述が欲しいが、その点はどうお考えか。

(事業者)

今のご意見は、今後評価書を作成する中で、そういった文言を書いた方が良いというご意見と認識している。これについては、第3章の中で温室効果ガス等の記載はあるが、今即答はできない。内部で確認をさせていただき、どのような記載ができるのか、少し考えさせていただければと思う。

(委員長)

そこは積極的に書いていただきたい。前例がないから書かないとか、そういう後ろ向きな検討ではなく、こういう地球環境問題、特に気候変動の問題に対して積極的に国交省も関わっているんだということを、世間一般の人も含めて分かるような形でどんどん出していただきたいというのが、こちらからの希望である。

(委員)

騒音については、事業実施区域内に関して、対策をしっかりやっていただくということで、特に問題はないが、今の温室効果ガスの話と一緒に、騒音についても前に1回、国道を付け替えることによって、今の国道8号は環境基準が結構厳しいところだとか、沿道騒音が大きいところがあったのが良くなるんじゃないか、という話をさせていただき、そこは事業実施区域外だから今回の環境アセスでは特に取り扱わないという話になっていた。それで一応納得はしたが、何か積極的に書くというのであれば、そういうのも考えていただくといいのではないかというコメントである。

(事業者)

先生からも国道8号バイパスのお話だけではなくて、周辺の効果についても何か記載できないか、ということかと思う。現時点ではどのように記載するかまだ分からないが、何か書けるものがあれば内部でも相談させていただいて、考えさせていただければと思う。

(委員)

前向きに考えていただければ結構である。シミュレーションもされて、交通がどうい

ふうに配分されるのかというのを検討された上での計画だと思う。せっくなので、できる限りお願いしたいと思う。

(委員)

資料2の13番の回答について、前回の審査会での質問の趣旨や意図がうまく伝わらなかったかもしれない。この予測し得なかった影響のところに「気候変動の影響」も追記いただきたいという発言に対して、今回、「自然環境の状況変化」のところに強調されて回答いただいたかと思う。私が伝えなかった趣旨は、事業実施段階に、激甚な降雨や大型台風が来た場合、どのように環境に対する影響を防ぐための措置を取るか、ということを入れてほしいということであった。

そこで、回答の記載内容を改めて見ると、事業実施段階に自然環境の状況変化というところは、「適切に把握するものとします」ということで、把握だけに留めているような印象を受ける。その後「本環境影響評価では」は、「必要に応じて適切な措置を講じる」という記載がされているので、私としては最初の事業実施段階で、こういった変化があった場合には、適切に把握して、それに対する予測、そして必要に応じて適切な環境保全措置を講じるものとします、というような書きぶりになっていただけないかと思った。

(事業者)

もう一度確認だが、我々としては、まず今後状況が変化するところの事例として、「周囲の生活環境や自然環境の状況変化」があった場合には、適切に把握するという必要は必要と思っている。その後さらにというところで、現段階で予測し得なかった著しい影響が見られた場合には、影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて引き続き適切な措置を講じます、と書いている。この文章は「。」では区切っているが、一連の文章という認識であり、要は適切に把握した上で、何か予測し得なかった影響が見られた場合は、適切な措置を講じていくというところまでつながっていると思っている。先生のご意見は、一つ目の文章においても、適切に把握して、措置を講じるというところまで記載した方が良いというご意見か。

(委員)

端的に言うと、事業を実施している段階で、例えば大きな線状降水帯が来るとかが起こった場合に、その実施中の作業を中止し、しっかりと土砂が流れないような防護対策を取るというところまでは対応として記載しなければならないのではないかと感じた。そのため、線状降水帯が来る、という状況を把握するだけでなく、汚濁対策などの措置をして、環境への影響を防止するという姿勢が分かるような記載があった方が良く、ということで申し上げた。

(事業者)

今、先生からいただいたご意見だが、考えさせてもらいたい。我々としては、「必要に応じて適切に把握するものとします」で、把握するだけで終わっているわけではなく、この後の「さらに」で、「予測し得なかった著しい影響がみられた場合には、環境に及ぼす影響について調査し、専門家等の意見を踏まえ、必要に応じて適切な措置を講じます」というところまでつながっているという認識である。要は、「必要に応じて適切に把握するものとします」のところに「措置」を入れなくても、その次の行で「適切な措置を講じます」と記載しているので、言葉が二重になるかなと感じていたところである。

ご指摘を踏まえて、再度文章を確認しようと思うが、今の私の考えとしては、一連の文章で適切な措置を講じるということまでつながっているという認識であるのご理解いただければと思う。

(委員)

文言の話だけなので、事業者の方がその辺りきっちりとご理解されていると思う。最後でこういうふうには書けないかなと思っただけで、今の話だと、文章で「必要に応じて適切な措置」までが一つのパラグラフになっているということを確認していただければ、私はそれで構わないかなと思う。一度確認いただき、これできっちり書けていて、認識されているということであれば、私はどちらでも構わないので、意図を汲み取っていただければと思う。

(事業者)

我々としても、当然、環境も含めて、大きな災害が起こったときには、工事がしっかりと進められるようにやっていかなければいけない。そのため、その都度、対策等は検討していくことになるので、一連と考えているが、一度しっかり考えてご回答させていただきたいと思う。

(委員)

私の発言に関してはお答えいただいた通りでよろしいかと思うが、準備書の要約書の p.11-20 に関して、資料3で、自然環境保全課からご指摘があった内容について少し確認したいことがある。

こちらの調査結果の概況の書きぶりが、普通に見られるような種がたくさん書かれていて、重要種への配慮がないのではないかと、という印象を持たれるのではないかと、という質問に対する回答として、こちらの調査結果はあくまでも生態系の中での概況であって、重要種に関しては p.11-18 の表 11-1(17)にまとめてあります、というようなお答えであった。

確かにそういう指摘を踏まえて見てみると、この関連性が分かりにくいという気がする。この重要種に書かれているような種が、この生態系の中でこういった環境で出てきている

のか、というのが分かりにくい。この重要種に関しては、p.11-18には種の名前だけが並んでいて、どういったところに出てきているかというのは、一切触れられていない。そのため、その辺が分かりにくいな、ということは確かに思った。

重要種がどこに出現するかというのを、はっきり書くのは難しいかもしれないが、単にその名前だけを書くというより、もう少しどういった環境にいるから、こういう保全をします、という関連性が分かる方が良いのではないかと思うがいかがか。

(事業者)

この要約書は、準備書に書いている内容を簡単に書かせていただいたもので、特にp.11-18は一覧表でぱっと見れるような形にさせていただいている。そういうところを書いてしまうと、かなりボリュームが膨らんでしまうので、ここは簡略化したものということでご理解いただければと思う。詳しくは準備書の本編で、詳しく書かせていただいているのでご理解いただければと考えている。

(委員)

承知した。

(委員長)

それでは、他の委員の方からご質問はないようだが、欠席の委員の方から、何か事務局の方で質問、ご意見等を伺っておられるか。

(事務局)

審査会が終わってから、審査会の状況をお伝えさせていただき、追加のご意見をいただくという予定にしているので、欠席委員の皆様からは今のところ意見はいただいてない。

(委員長)

それでは、他にご意見がないようなので、今回の議事は終了して、進行を事務局にお返しする。

(事務局)

委員長、委員の皆様、ご議論ありがとうございました。本事業の今後の審査については、冒頭にも説明したとおり、事業者が募集された住民意見が県に提出された後に、縦覧させていただき、必要であれば公聴会を開催させていただく。

従って、次の3回目の審査会は、年度が明けてから、住民意見や公聴会の開催状況を踏まえて開催をさせていただけたらと思っているのでよろしく願いたい。

最後に、今年度は、本日が最後の小委員会の開催になる。今年度、お忙しい中、複数回

の審査会、現地確認も含めてご対応をいただきありがとうございました。  
それでは本日の審査会は終了とさせていただきます。

以上